

広島県告示第九百十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定によって、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、広島県土木局道路河川管理課及び広島県東部建設事務所三原支所において、平成二十六年一月六日までの間、縦覧に供する。

平成二十五年十二月十六日

広島県知事 湯 崎 英 彦

路線名	供用を開始する区間	供用を開始する日
県道尾道新市線	尾道市原田町梶山田字金光七〇番一地从先から尾道市原田町梶山田字金光七〇番一地从先まで	平成二十五年二月一六日